

第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事業を行う法人（同項第 1 号に掲げる事業と同項第 2 号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第 3 号又は第 4 号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に 1 通を提出してください。ただし、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）1 通を添付してください。
- (3) 法第 23 条第 1 項第 4 号の 2 イ(1)の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあつては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
- (4) 法第 23 条第 1 項第 4 号の 2 イ(2)の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人）にあつては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。
- (5) 法第 23 条第 1 項第 4 号の 2 イ(3)の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の填補に充てた法人）にあつては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号（13 桁）を記載します。	
4 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2 以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表 5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に

		記載したところに準じて記載します。
9「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	期末現在における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 （イ） 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 （ロ） 法人税法第4条の3に規定する受託法人 （ハ） 相互会社（外国相互会社を含みます。） (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	法人税法第66条第6項に規定する大通算法人に該当する場合であっても左記(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、記載しないでください。
10「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第23条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の24第1号に定める金額	
12「道府県民税 事業税の 申告書」 特別法人事業税	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄も記載します。
13「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、

	人税額計」の欄（別表１の１０の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表１の５の欄の金額）（法人税の明細書（別表６（２）付表６）の７の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表１の７の欄の金額）の合計額を記載します。	記載しないでください。 (2) ２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
14「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第４２条の４第１項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表６（９））の２３の欄の金額 ※ 租税特別措置法第４２条の４第４項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第４２条の４第７項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表６（１２））の１１の欄の金額 (3) 租税特別措置法第４２条の４第１３項（同条第１８項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表６（１４））の１４又は２８の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第４２条の１０第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表６（１７））の２５の欄の金額 (5) 租税特別措置法第４２条の１１第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表６（１８））の２５の欄の金額 (6) 租税特別措置法第４２条の１１の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表６（１９））の２０の欄の金額 (7) 租税特別措置法第４２条の１１の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表６（２０））の１８の欄の金額	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	(8) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項又は第 2 項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (21)）の 30 の欄の金額 (9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (22)）の 10 の欄の金額 (10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (24)）の 51 の欄の金額 ※ 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項及び第 4 項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (25)）の 20 の欄の金額 (12) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項から第 6 項まで（情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表 6 (26)）の 44 の欄の金額 (13) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項又は第 10 項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表 6 (27)）の 34 の欄の金額	
15「還付法人税額等の控除額③」	第 6 号様式別表 2 の 5 の④の「合計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第 6 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第 6 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表 21）の 12 の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人（第 6 号様式別表 1 を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第 6 号様式別表 1 の 3 を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 (2) 2 以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載す

		る必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「課税標準となる法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。） ①+②-③+④の 金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑭及び⑮の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「法人税割額（⑤又は⑥×100） ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、⑮及び⑯の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、

		記載しないでください。
20「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第7号の3様式の⑩の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「税額控除超過額相当額の加算額⑨」	第7号の2様式別表7（その1）の⑨の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号の2様式別表7（その2）の⑨の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」	第7号様式（その1）の⑧の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号様式（その2）の⑨の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「外国の法人税等の額の控除額⑪」	第7号の2様式（その1）の⑭の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑯の欄の当該都道府県分の金額）又は第7号の2様式（その2）の⑮の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑰及び⑱の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24「差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫ ⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
25「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
26「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑮」	「⑬の欄の金額－⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
27「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含み

		ます。
28 「円× 12	(1) この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 東京都の特別区のみ に事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみ に事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第 6 号様式別表 4 の 3 の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
29 「この申告により納付すべき道府県民税額⑬＋⑭ ⑮」	⑬又は⑭の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑬又は⑭の欄を零として計算します。	
30 「⑮のうち見込納付額 ⑯」	法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
31 「東京都に申告する場合の⑦の計算」（⑭から⑯までの各欄）	(1) ⑭の欄は東京都の特別区のみ に事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第 6 号様式別表 1 の 2 の④の欄の金額を記載し、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第 10 号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を	東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。 恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる

	記載します。 (2) ㉔の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する内国法人にあっては㉕の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。 $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
32 事業税の「所得割」 (㉔から㉓までの各欄)	(1) ㉔の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉕の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉕の欄の金額から㉖の欄の金額を控除した金額を記載します。 (2) ㉔から㉓までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。 (ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉔の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を㉕の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉕及び㉖の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉕、㉖及び㉗の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人（協同組合等）であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉕の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉕の欄に、年400万円を超える金額を㉖の欄にそれぞれ記載します。 (ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉕の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下である	(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 (2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉔の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉖の欄の金額は、㉔の欄の金額から㉕の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉔の欄の金額が800万円を超えるときの㉗の欄の金額は、㉔の欄の金額から㉕及び㉖の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。 (3) 法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては、解散の日）において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。 (4) 都道府県内に恒久的施

	ときは年 400 万円以下の金額を㉔の欄に、年 400 万円を超え年 10 億円以下の金額を㉕の欄に、また、年 10 億円を超えときは年 400 万円以下の金額を㉖の欄に、年 400 万円を超え年 10 億円以下の金額を㉗の欄に、年 10 億円を超える金額を㉘の欄にそれぞれ記載します。 (3) ㉓の欄の課税標準の額は、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人（外形対象法人）及び法第 72 条の 24 の 7 第 5 項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第 10 号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。 (4) ㉔から㉗までの各欄の課税標準の額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	設を有する外国法人にあつては、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉘の欄に記載します。
33「付加価値割」（㉔及び㉕の各欄）	(1) ㉔の欄は、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第 6 号様式別表 5 の 2 の㉑の欄の金額を記載します。 (2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第 10 号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

34「資本割」 (㉔及び㉕の各欄)	(1) ㉔の欄は、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第 6 号様式別表 5 の 2 の㉔の欄の金額を記載します。 (2) ㉕の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉔の欄の金額を記載し、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第 10 号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
35「収入割」 (㉖及び㉗の各欄)	収入金額課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業をいいます。）を行う法人のみが次のように記載します。 (1) ㉖の欄は、電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。）及びガス供給業（法第 72 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる事業を除きます。）を行う法人にあつては第 6 号様式別表 6 の㉖の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあつては第 6 号様式別表 7 の㉖の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあつては第 6 号様式別表 8 の㉖の欄の金額を、少額短期保険業者にあつては同表の㉖の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあつては同表の㉖の「課税標準」の欄の金額を記載します。 (2) ㉗の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあつては㉖の欄の金額を記載し、2 以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては第 10 号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
36「事業税の特定寄附金税額控除	第 7 号の 3 様式の㉙の欄の金額を記載します。	

額④」		
37「差引事業税額 ④―④―④ ④」	この金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
38「租税条約の実施に係る事業税額の控除額④」	「④の欄の金額―④の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
39「この申告により納付すべき事業税額④―④―④ ④」及び「④の内訳」の各欄（④から⑤までの各欄）	④の欄は、④の欄から④の欄及び④の欄の金額を控除した金額を記載し、④から⑤までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、④から⑤までの各欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「④の内訳」の各欄の記載における④の欄の金額の控除については、④の欄、④の欄、④の欄、④の欄の順に行います。
40「④のうち見込納付額 ④」	④の欄は、法第 72 条の 25 第 3 項（法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）又は第 5 項（法第 72 条の 28 第 2 項並びに第 72 条の 29 第 2 項及び第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
41「差引④―④ ④」	④の欄は、④の欄から④の欄の金額を控除した金額を記載します。	
42「所得割に係る特別法人事業税額④」（④の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計④」又は「軽減税率不適用法人の金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第 6 号様式別表 14 の「計④」又は「軽減税率不適用法人の金額④」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
43「収入割に係る特別法人事業税額④」（④の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額④」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第 6 号様式別表 14 の「収入金額④」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
44「差引特別法人事業税額④―④ ④」	この金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
45「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額④」	「④の欄の金額―④の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	

46「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ㉖－㉘－㉙㉚」	㉚の欄は、㉖の欄から㉘の欄及び㉙の欄の金額を控除した金額を記載します。	
47「㉚のうち見込納付額㉛」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
48「差引㉚－㉛ ㉜」	㉜の欄は、㉚の欄から㉛の欄の金額を控除した金額を記載します。	
49「所得金額の計算の内訳」 (㉝から㉞までの各欄)	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ㉝の欄は、法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人について、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額に加算した金額を記載してください。 (2) ㉞の欄は、法人税の明細書（別表4）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。 (3) ㉟の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。 (4) ㊱の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。 (5) ㊲の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書（別表4）の30の欄に記載した金額を記載します。ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減算した金額を記載してください。 (6) ㊳の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額及び法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の㉑の欄又は第6号様式別表11の㉒の欄の金額の合計額を記載します。	

50「法人税の所得金額㉔」	法人税の明細書（別表４）の 52 の欄の所得金額又は欠損金額を記載します。	
51「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額㉕」	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第 1 号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉒、㉔及び㉕の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
52「還付請求」の「中間納付額㉖」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、㉒の欄又は㉕の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉔の欄に記載した事業税額及び㉕の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
53「法人税の期末現在の資本金等の額」	法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）を記載します。	資本金等の額は、法人税の明細書（別表 5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
54「法人税の当期の確定税額」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を記載します。	
55「申告期限の延長の処分（承認の有無）」の「事業税」	法第 72 条の 25 第 2 項から第 4 項まで、第 6 項若しくは第 7 項（法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は法第 72 条の 25 第 5 項（法第 72 条の 28 第 2 項並びに第 72 条の 29 第 2 項及び第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
56「申告期限の延長の処分（承認の有無）」の「法人税」	法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（法人税法第 75 条の 2 第 8 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）において準用する同法第 75 条第 5 項又は同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされ	

	た場合を含みます。)は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
57「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人 「その他」	
58「翌期の中間申告の要否」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。)は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 * 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。)が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。	
59「国外関連者の有無」	外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。)に子会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	